

諸外国における私的複製制度について
WIPO調査「International Survey on Private Copying Law & Practice 2013」より

資料5

表1 補償金額の算定方式

方式	国
政府による直接介入	ブルキナファソ、チェコ、デンマーク、エストニア、ギリシャ、イタリア、リトアニア、ノルウェー、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スペイン、トルコ、ウクライナ、アメリカ
産業界と団体の交渉	オーストリア、クロアチア、ドイツ
政府指定の特別の主体	ベルギー、カナダ、フランス、ニュージーランド、スイス
著作権者又は交渉関係者の提案の後 法律により定まる	フィンランド、ハンガリー、日本、ラトヴィア、スウェーデン、

表2 輸出の扱い

方式	国
返金制度を有する除外	オーストリア、ベルギー、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ハンガリー、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ニュージーランド、ポルトガル、ロシア、スイス
事前の除外	カナダ、クロアチア、チェコ、ドイツ、ギリシャ、日本、スロバキア、スウェーデン
除外・返金制度なし	ブルキナファソ、パラグアイ、ポーランド、ルーマニア、トルコ、アメリカ

表3 対象国における補償金額の総額

年	収入(€)
2007	598,475,576.00
2008	586,824,887.00
2009	731,943,253.00
2010	710,203,727.00
2011	510,413,736.22
2012	379,573,661.72

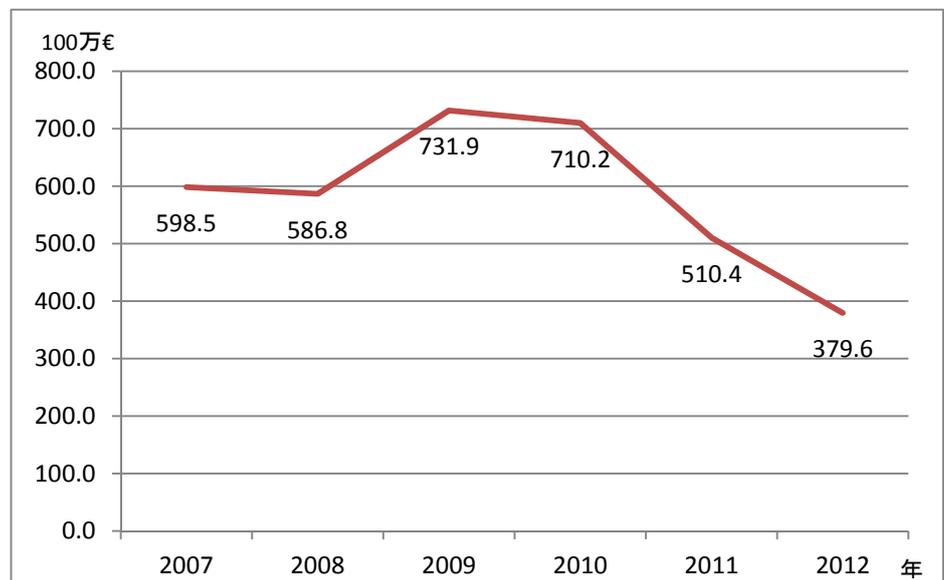


表4 国民一人あたりの補償金支払額(2012年)

国	国民一人あたりの補償金支払額
オーストリア	0.78
ベルギー	2.14
ブルキナファソ	0.05
カナダ	0.17
クロアチア	0.24
チェコ	0.31
デンマーク	0.79
フィンランド	1.31
フランス	2.65
ドイツ	0.00
ギリシャ	0.02
ハンガリー	1.22
イタリア	1.18
日本	0.07
ラトヴィア	0.10
リトアニア	0.66
ニュージーランド	0.32
パラグアイ	0.00
ポーランド	0.04
ポルトガル	0.11
ルーマニア	0.09
ロシア	0.19
スロバキア	0.08
スペイン	0.03
スウェーデン	1.03
スイス	0.82
ウクライナ	0.00
アメリカ	0.00

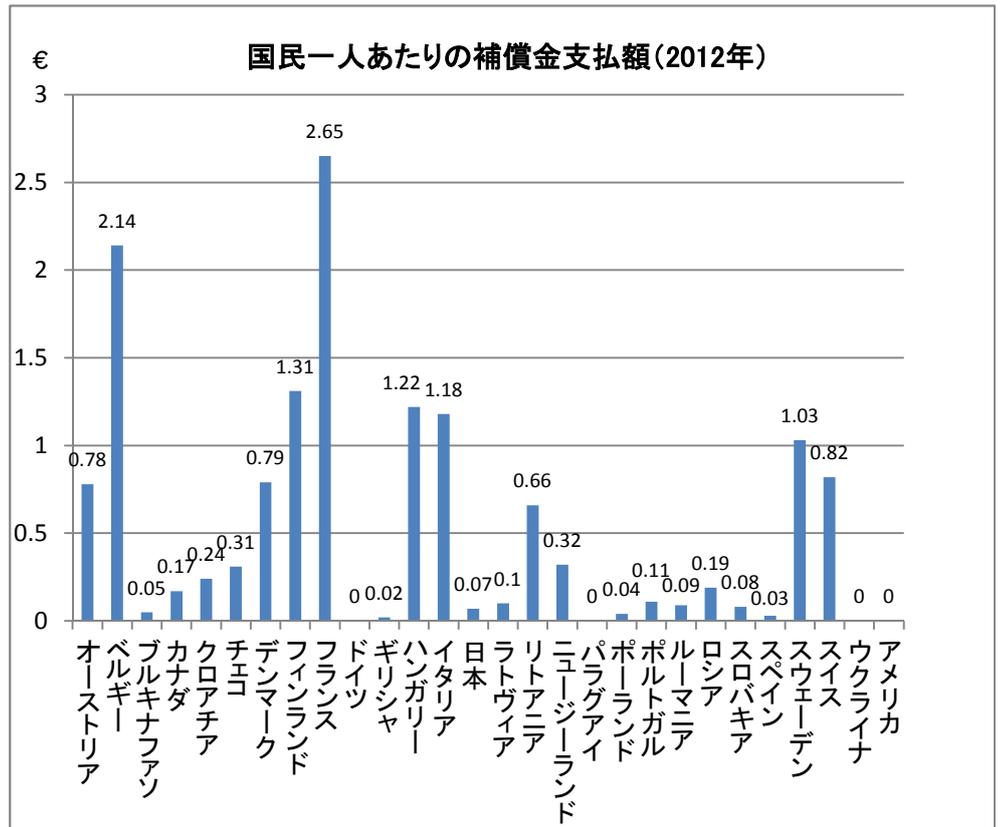


表5 社会文化目的への支出

社会文化目的基金を有する国	補償金に占める支出割合	支出割合の根拠
オーストリア	50%	法律
ベルギー	-	-
ブルキナファソ	50%	法律—権利者
カナダ	-	-
クロアチア	30%	法律
チェコ	0%	権利者
デンマーク	33%	法律
エストニア	10%	法律
フィンランド	録画の50% 録音の35%	法律
フランス	25%	法律
ドイツ	-	-
ギリシャ	-	-
ハンガリー	10%	法律—権利者
イタリア	録画の50%	実演家
日本	20%	法律
ラトヴィア	10%	作曲者
リトアニア	25%	法律
ニュージーランド	15%	権利者団体
ノルウェー	-	-
パラグアイ	10%	法律—著作者、実演家
ポーランド	○	権利者団体
ポルトガル	20%	法律
ルーマニア	-	-
ロシア	20%	法律—権利者
スロバキア	-	-
スペイン	20%	法律
スウェーデン	-	-
スイス	10%	権利者団体
トルコ	100%	法律
ウクライナ	-	-
アメリカ	-	-

ベルギー

法的根拠	1994年に著作権法において導入された。私的使用の範囲は、家庭内での使用まで認められている。取得源が違法な場合には例外は適用されない。報酬は媒体と機器に賦課されており、製造業者、輸入業者、EU域内の購入者及び外国のウェブショップが支払い義務を負う。
徴収団体	Auvibleが全ての権利者への私的複製報酬金の徴収・分配を担っており、法的に独占的地位にある。(1997年指定。) 2011年の管理コスト割合は4.40%。
補償金額の定め方	補償金額は、私的複製委員会(産業界、消費者、権利者等のステークホルダーにより構成される)の助言を受けて経済省が定める。 補償金額は、市場分析(月例売上報告)に基づいている。また、明らかに私的使用目的で複製するために使用されている機器や媒体を決めるため、消費者行動調査も行われている。 法律で指定された特定分野の職業的利用者(professional users)は返金を受けることができる。 コンピューター、サーバー、ブルーレイディスク、タブレット、ポケットPC、HDD搭載ゲーム機、編集作業用のDVD-R-CAM、DVD-RAM CAM、DVDは免除されている。
徴収方法	支払義務者は、毎月、Auvibleに売上額等の申告義務を負う。 Auvibleは申告について定期的に調査を行うこととなっている。 輸出事業者の支払義務は免除されている。
分配方法	権利者団体等から成る委員会(board)を通じて年1回分配を行っている。 委員会は、作家・作曲家、プロデューサー、実演家、文芸作品及びレコード作品の作家、文芸作品及びレコード作品の出版社についてそれぞれ存在する。 まず、委員会に分配された補償金の全額は録音と録画に分けられる。録音と録画のシェアが確定すると、それぞれに法令で定められた分配式が適用され、それぞれの団体に分配される。各団体は、自身の定める分配式(政府に提出し承認を受ける必要がある)に基づいて権利者に再分配する。
共通目的への支出	なし
professional useへの対応	明らかにprofessional useに用いられている機器や媒体は対象とならない。 私的複製に用いられている機器や媒体を対象とするために、機器・媒体ごとに私的複製の割合を計算することで、私的複製以外の利用について考慮している。
近時の動向	2013年10月にRoyal Decreeが公布された。これは、記録媒体の補償金額を減額し、タブレットを対象機器に追加するものであった。また、補償金の分配対象を、公正の観点から、文学作品及びレコード作品の作家、出版社にも拡大した。さらに、補償金支払い義務を負うものを代表する管理会社や機関は、ベルギーにおける市場調査を行わなければならないことを定めた。

対象製品と補償金額の単価

媒体機器	補償金	容量
オーディオカセット (アナログ)	0.12 €	
オーディオカセット (DAT)	0.12 €	
ビデオカセット (アナログ)	0.40 €	
光記録媒体		
ミニディスク	0.12 €	
CD-R/RW (オーディオ用)	0.12 €	
CD-R/RW(データ用)	0.12 €	
DVD	0.40 €	
フラッシュメディア		
メモリーカードとUSBス ティック	0.15 €	0~4GB
	0.50 €	4~16GB
	1.35 €	16GB以上
デバイス、ハードウェ ア、PC、HDD	補償金	容量
外付けハードディスクド ライブ	1.30 €	0~500GB
	6.75 €	500GB~1TB
	9.00 €	1TB以上
レコード機器	2.00 €	
ハードディスクー体型 家庭用機器	3.30 €	0~256GB
	10.75 €	256GB~1TB
	13.30 €	1TB以上
携帯電話		
MP3・MP4プレイヤー、 MP3・MP4機能付きの 携帯電話、タブレット端 末	1.00 €	0~2GB
	2.50 €	2~16GB
	3.00 €	16GB以上

補償金総額

媒体機器	2010年 (1,000€)	2011年 (1,000€)	2012年 (1,000€)
メディアオーディオ	104	133	172
メディアビデオ	249	182	154
CD-R/RWデータ	2,331	1,667	1,190
DVD	4,747	3,421	2,386
フラッシュメディア			
メモリーカードとUSBスティック	1,418	1,924	2,427

デバイス、ハードウェア、PC、HDD	2010年 (1,000€)	2011年 (1,000€)	2012年 (1,000€)
外付けハードディスクドライブ	3,868	4,766	2,951
マルチメディアセンター	378	150	136
オーディオデバイス	126	111	118
ビデオデバイス	4,328	6,814	8,791
携帯電話			
MP3・MP4プレイヤー、MP3・MP4機能付きの携帯電話	4,437	5,082	5,502
合計額	21,985	24,252	23,828

補償金総額の推移(€)

2010年	2011年	2012年
21,985,492.71	24,252,413.30	23,827,890.60



カナダ

<p style="text-align: center;">法的根拠</p>	<p>1997年に著作権法において導入された。著作権委員会は、私的複製税(Private Copying Tariffs)を導入し、ブランクメディア(CD-R, CD-RW, CD-R Audio, CD-RW Audio)について補償金の対象とした。カナダ国内で最初に販売されるブランクメディアの製造業者及び輸入業者が補償金の支払い義務を負う。補償金は、取得源が適法であるか違法であるかを問わない。</p> <p>私的使用のために本人が録音媒体上に作成する複製物は、音楽作品、実演、レコード制作についての著作権を侵害しない。但し、次に掲げる目的のために複製する場合には当該複製行為は著作権侵害となる。</p> <p>①販売若しくは貸出又は販売若しくは貸出の申出により売買すること ②売買目的であるか否かを問わず、販売すること ③公衆送信すること(communicating to the public by telecommunication) ④公衆の面前で演奏することあるいは演奏されること(performing or causing to be performed, in public)</p>
<p style="text-align: center;">徴収団体</p>	<p>CPCC(Canadian Private Copying Collective)は、作曲家、レコード実演家、音楽出版社、レコード会社の各団体を代表する非営利企業であり、私的複製補償金の徴収分配について各団体より委任を受けている。また、CPCCは、著作権法に基づき、著作権委員会(Copyright Board)により徴収団体として指定されている。</p> <p>CPCCは、徴収額の12.11%を管理費として得ている。(2000年から2011年の平均)</p>
<p style="text-align: center;">補償金額の定め方</p>	<p>補償金額及び音楽の複製のために通常用いられる媒体は、Tariff hearingにおいてCPCCやその他の団体から提出された証拠を考慮して、カナダ著作権委員会が定める。CPCCは、カナダ国内における音楽の私的複製についての情報を収集するため、Circum Network Inc.に月例調査の実施を委託している。</p>
<p style="text-align: center;">徴収方法</p>	<p>私的複製税に基づき、録音のためのブランクメディアの製造業者及び輸入業者は、2か月に一度、報告提出と補償金支払が求められる。直近6か月の支払いが2000ドルに満たない場合には、CPCCへの通知を行ったうえで、半年ごとに支払うこともできる。</p> <p>CPCCは、製造業者及び輸入業者よりCPCCに提出された報告書と補償金の正確性を明らかにするため、記録を監査することができる。製造業者と輸入業者は、CPCCが補償金徴収可能額と徴収のために必要な情報を直ちに確認できるよう、6年間は記録を保管しなければならない。</p> <p>CPCCは、私的複製補償金を支払わずにブランクメディアを輸入及び販売したとして、複数の企業と訴訟中である。</p> <p>輸出事業者の支払義務は免除されている。</p>
<p style="text-align: center;">分配方法</p>	<p>Tariff hearingにおいてCPCCから提出された証拠を考慮して、カナダ著作権委員会が各権利者団体への分配割合を定める。CPCCの加盟団体は、自身が代表する権利者のためにCPCCに対して補償金請求を提出する。補償金は、CPCCから各加盟団体を經由して権利者に分配される。2011年の分配コストは徴収額の1.64%である。</p> <p>58.2%-SOCAN(作曲家、作家、音楽出版社)、CMRRA(出版社)、SODRAC(作家、作曲家、出版社) 23.8%-Re:Sound Music Licensing Company(実演家) 18.0%-Re:Sound Music Licensing Company(製作者)</p>

共通目的への支出	現在は存在しない
professional useへの対応	著作権委員会は、データストレージや私的用途以外のために媒体が利用されることを考慮して、補償金額の減額を認めている。 企業は、CPCCとの協定に参加することでCPCCのZero-Ratingプログラムに登録できる。このプログラムは、企業や機関が補償金のかかったブランクメディアを商業利用する場合を考慮してCPCCが任意に行っている。プログラムに登録した企業は、補償金なしで(at a 'zero-rate')録音のためのブランクメディアを特定の販売業者から購入あるいは販売することができる。 知覚障害者の協会に販売する録音のためのブランクメディアには、補償金は課金されない。
近時の動向	2011年3月、CPCCは2012年から2014年にかけての私的複製税について、CD-R、CD-RW、CD-R Audio、CD-RW Audioの補償金額を維持しつつ、microSDを新たに対象として追加する提案を行った。カナダ政府が2012年の11月に公布した規則においてはmicroSDは補償金の対象には含まれていない。著作権委員会は、ブランクのCD-Rに係る補償金についてまだ結論を下しておらず、2012年1月から10月にかけて行われたmicroSDカードに関するヒアリングを継続するかについても未決定である。 2012年11月に著作権法を現代化する法律が国王の裁可を受け、その大部分が発効した。この法律は、例えば、適法に入手した音楽著作物を、技術的保護手段を回避することなく私的用途で個人が複製する場合には著作権侵害とはならないとされた。但し、この例外は録音媒体において作成された音楽著作物の複製には適用されない。

対象製品と補償金額の単価

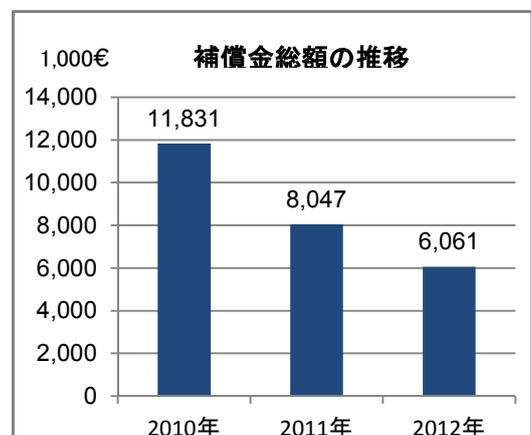
媒体機器	Tariff Valid from...[date]	容量
CD-R/RW	2012年～2013年の暫定の補償金額: 0.21€	1個ごと
オーディオ CD-R/RW	2012年～2013年の暫定の補償金額: 0.21€	1個ごと

補償金総額

媒体機器	2010年 (1,000€)	2011年 (1,000€)	2012年 (1,000€)
CD-R/CD-RW	11,068	7,600	5,773
CD-RA/CD-RWA	758	447	288
テープ	4		0.054
ミニディスク	0.485		
合計額	11,831	8,047	6,061

補償金総額の推移(€)

2010年	2011年	2012年
11,830,565.71	8,047,126.71	6,061,236.09



フィンランド

※2014年12月にフィンランドは補償金制度を廃止し、政府運営の基金へと移行している

法的根拠	<p>1984年に著作権法により導入された。録音又は録画テープ、音と画像が記録されており、かつ実質的な範囲で私的使用のために著作物を複製するため用いられるその他のすべての機器が、公衆に譲渡・頒布するために製造又は輸入されたときは、製造業者と輸入業者は補償金を支払わなければならない。補償金は、再生時間や記録容量に応じて決定される。</p> <p>製造業者と輸入業者が支払い義務を負うが、両者が支払わなかった場合には、小売業者が支払わなければならない。この場合、小売業者は製造業者又は輸入業者に対して返金を請求できる。</p>
徴収団体	<p>フィンランド作曲家著作権団体Teostoが教育文化省より2016年までの指定を受けている(最大5年間)。Teostoは、権利者団体を通じて分配する義務を負う。2012年の管理コストは8%(542,000EUR)。</p>
補償金額の定め方	<p>補償金の水準と対象範囲は、教育文化省の開催する製造業者、輸入業者、著作権団体の交渉を踏まえて、フィンランド政府が定める。</p> <p>交渉は伝統的に12月に開催されており、Teostoは補償金の水準と対象範囲に関する問題の議論をするために輸入業者や再販業者、権利者の関連団体からなるグループを、4半期に一度、非公式会合に招いている。フィンランド著作権法において、補償金は入手可能な調査データに基づくべきことが定められているため、非公式会合の主要な目的の一つが、このデータを提供することにある。デジタル私的複製に関する調査は1999年より実施されている。</p> <p>補償金の対象は、一般公衆に譲渡・頒布するために製造又は輸入された録音又は録画媒体及び、著作物の複製を可能にし、私的使用のための複製が主たる用途となる機器である。違法複製や許諾を得て行われる複製は私的複製ではない。</p> <p>私的複製に関する年次調査は、私的複製補償金のためのフィンランドアドバイザリーボードの下で運営される調査ワーキンググループによって立案・監督されている。アドバイザリーボードには、著作権機関、製造業者、輸入業者、教育文化省、雇用経済省、交通省、情報消費者庁から代表が選出されている。</p> <p>消費者行動や異なる機器や媒体を用いて行われる私的複製の規模、複製源、DRM等が基準として考慮される。携帯電話、コンピューター、ナビゲーター、タブレット、ゲーム機器、USBは補償金の対象ではない。</p>
徴収方法	<p>支払い義務者は毎月、報告を提出しなければならない。購入者は、契約により、毎年検査を受けることになる(大規模な購入者は隔年検査となる)。私的複製部(Private Copyright Unit)は、その契約により、企業の月例報告を確認したり基本的な義務を順守しているかを確認するために企業の店舗を検査する権利が認められることになる。滅多に行われることはないものの、契約関係にない購入者の検査が必要となる場合、州政府は支払い義務者の店舗を調査する権利を有する。</p> <p>professional useは補償金が免除される。</p> <p>全企業と複製に関連する団体はprofessional useと考えられ、私的複製補償金制度に含まれていない。例えば、利用者のバックアップファイルの作成は、私的複製補償金の対象外として正当化される。</p> <p>企業や団体は私的複製補償金を払わずに記録機器や記録媒体を購入することが認められており、そのために、私的複製部に、私的複製のために使用しない旨の申告をしなければならない。その後、特定IDを受け取ると、私的複製部と契約した輸入業者又は製造業者から機器を購入することができる。professional useでの利用者は、事後返金を申し込むこともできる。返金は、購入した年の終わりから3か月以内に申請しなければならない。</p> <p>輸出業者は補償金を免除されており、申請様式を完成させて返金を申し込むことができる。申請の際は、請求書のコピーと輸出書類を添付する必要がある。</p> <p>フィンランド国内で小売店に卸すために製品を輸入するあるいは輸出する私的複製部のクライアントは、月例報告を提出することで返金の申請をする必要はなくなる。</p>

<p>分配方法</p>	<p>権利者団体が、権利者に対して毎年分配を行っている。分配スキームは政令あるいは省令によって定められる。</p> <p>【録音】</p> <p>65%-著作権団体(copyright society)を通じて個々の権利者に分配 51%-Gramex(レコード製作者と実演家) 44%-Teosto(音楽作家) 5%-Kopioisto(その他の作家)</p> <p>【録画】</p> <p>50%-個々の権利者 69.4%-Kopioisto(その他の作家) 11.4%-Teosto(音楽作家) 11%-Tuosto(映画製作者) 8.2%-Gramex(レコード製作者と実演家)</p>
<p>共通目的への支出</p>	<p>省令によって、録音については徴収額の35%、録画については徴収額の50%が社会目的への支出が義務づけられている。次の3団体に基金分配の義務がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> •the Promotion Centre for Audiovisual AVEK •the Finnish Performing Music Promotion Centre ESEK •the Foundation for the Promotion of Finnish Music LUSES <p>2012年には、2011年徴収額として2,642,000EURが拠出された。これにより、例えば、レコードの促進、音楽制作、音楽マーケティング、ツアー開催、作曲への助成金、クリエイティブ産業の研究開発プロジェクト、電子端末のためのコンテンツ創作が実施された。</p>
<p>professional useへの対応</p>	<p>次の場合には、補償金は免除される。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①製品を輸出する場合 ②professional useや教育目的、研究目的で複製をする場合に、著作権法で保護された著作物を製品に複製するとき ③障がい者のために複製する場合 ④専門的なデータ処理のための記録装置として使う場合(例えば、通常のビジネス慣行一部としてデータを電子的に記録することすべて)
<p>近時の動向</p>	<p>2014年12月、フィンランドは既存の補償金制度を廃止し、アーティストへの補償を目的とした政府運営基金を創設した。制度見直しの検討は数年に渡り行われ、政治的に難しい問題も存在した。</p> <p>2011年、文化省の指示を受けて、機器ベースの補償金制度の見直しのために行われた専門家レビューでは、3つの選択肢が示された。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①既存の国立テレビ・ラジオ基金の機器ベースあるいは課税ベースの範囲を拡大することで、当該基金を基礎としたコミュニケーション基金に補償金をひもづけた。新たな制度を必要としない提案であった。 ②2013年には新たな私的複製システムを整備することを目的として、私的複製システムの見直しにかかる国の調停プロセスが2012年春に開始されたが、調停員の提案は広く拒絶された。 ③2012年春、Teosto、IFPI、ノキアがフィンランドのデジタル環境を再構築する共同イニシアティブを発表した。これは、既存の私的複製補償金制度に、近時導入されたフィンランド国営放送(YLE)への融資(2013年頭に発効)とならんで、新たな使用料を納税者から徴収することを追加すべきという内容であった。 <p>フィンランドの私的複製補償金制度の将来は、2013年秋にフィンランド政府により決定される予定であった。</p>

対象製品と補償金額の単価

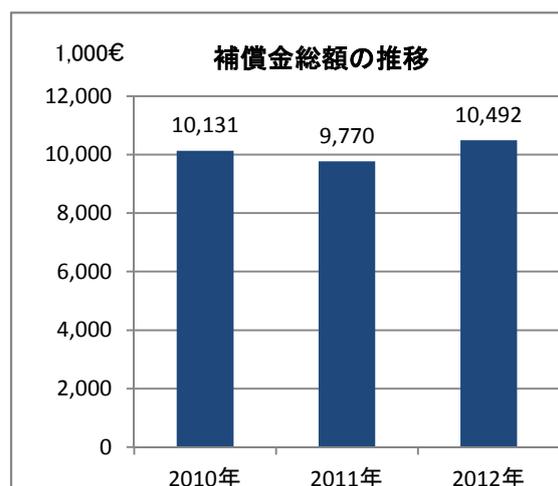
媒体機器	2013年1月1日より有効な補償金	容量
コンパクトカセット	0.3	60分
	0.45	90分
	0.6	120分
VHS	0.912	120分
	1.368	180分
	1.824	240分
録音録画可能なCD、DVD、ブルーレイ、ミニディスク	0.2	1GB以下
	0.6	1～10GB
	1.2	10～25GB
	1.8	25GB以上
デバイス、ハードウェア、PC、HDD	2013年1月1日より有効な補償金	容量
外付けのハードディスク	9	50～250GB
	12	250GB～1TB
	18	1～3TB
大衆消費型電子製品		
記録容量を備えたデジタルレコーダー(例えばMP3やハードディスクつきのセットトップボックス)	4	512MG～1GB
	7	1～20GB
	10	20～50GB
	12	20～50GB
	15	50～150GB
	18	150～250GB
	25	250～500GB
	30	500～750GB
36	750GB以上	

補償金総額

媒体機器	2010年 (1,000€)	2011年 (1,000€)	2012年(1,000 €)
コンパクトカセット	23	25	19
VHS	58	43	26
光学記録媒体			
CD	945	692	525
DVD	1,787	1,414	1,075
ブルーレイ	12.5	11.4	12
ミニディスク	0.6	0.6	0.5
デバイス、ハードウェア、PC、HDD	2010年 (1,000€)	2011年 (1,000€)	2012年(1,000 €)
外付けハードディスク		1,100	1,998
MP3プレイヤー	1,641	997	774
ビデオハードディスクレコーダー(セットトップボックス)	2,012	2,245	2,644
大量消費電子製品			
デジタルビデオレコーダー(セットトップボックス)	2,012	2,246	2,644
デジタルオーディオレコーダー(MP3プレイヤー)	1,641	997	774
合計額	10,131	9,770	10,492

補償金総額の推移(€)

2010年	2011年	2012年
10,131,100	9,770,000	10,491,500



フランス

法的根拠	1985年に、知的財産法典により導入された。
徴収団体	Copie Franceが法律により指定されている。分配スキームは3段階に分かれている。
補償金額の定め方	額は、特別管理委員会(権利者団体の代表が12名、製造業者及び輸入業者の代表が6名、権利者団体の代表が6名の計24名)によって定められる。委員長は特別投票権を有しており、国家と一般利益を代表する。交渉の後、出席メンバーの過半数により結論が決まる。同票で割れた場合には、議長が決定投票を行う。委員長が二次審議を求めたときは、投票数の3分の2を獲得することで意思決定が行われる。
徴収方法	支払は毎月行われる。輸出業者は免除されており、国外に機器や媒体を販売するフランスの製造業者や輸入業者は補償金を支払わなくてもよい。 補償金の課された製品をフランス国内で購入した小売業者が当該製品を輸出した場合、Copie Franceに対して、補償金の課された製品が輸出されたこととサプライヤーによって補償金が支払われたことの証明を提出しなければならない。Copie Franceは補償金がサプライヤーによって支払われていることを確認し、サプライヤーに対してかかった額を返金するとともに、輸出業者に対してサプライヤーから返金が受けられることを通知する。
分配方法	分配スキームは法律によって決められており、Copie Franceが毎月分配している。 ①機器(専用機器あるいは汎用機器)の種類に応じて、音楽、映像、言語作品、視覚芸術の4分野に徴収額を分割する。 ②それぞれの分野で、法律に従い、作家、実演家、プロデューサー・出版社にさらに分割する。 【音楽】 50%-作家団体 25%-実演家団体 25%-レコード製作者団体 【映像】 1/3-作家団体 1/3-実演家団体 1/3-映像製作者団体 【言語作品・視覚芸術】 50%-作家 50%-出版社 ③その後、さらに各団体に分配される。
共通目的への支出	権利者団体は、25%は社会文化目的に支出しなければならないことが法律により定められている。
professional useへの対応	私的使用に供されない、professional useのために購入された機器や媒体については、補償金支払義務はない。法律に基づき、私的用途以外での利用者は免除規定に同意して返金を受ける権利を有する。 自身が媒体の最終利用者であることを証明できた者も補償金が免除されるが、この場合、私的複製であるとの推定は働かない。
近時の動向	professional useにかかる補償金免除の規定は、2011年12月に導入された。

対象製品と補償金額の単価

アナログ媒体機器		
媒体機器	録音・録画時間	私的複製補償金
オーディオテープ	100時間ごと(C90 itemごとに0.43€)	28.51 €
ビデオテープ (VHS)	100時間ごと(E180 itemごとに1.29€)	42.84 €

デジタル記録媒体		
媒体機器	録音・録画時間,記録容量	私的複製補償金
データCD-R、 CD-RW	100,000MBごと(700MBごとに0.35€)	50.00 €
データDVD-RAM、 DVD-R、RW	100GBごと(4.7GBごとに0.90€)	19.15 €
ミニディスク、 オーディオCD-R	100時間ごと(74分ごとに0.56€)	45.73 €
マイクロフロッピー ディスク3' 1/2	1.44MBごと	0.015 €
DVHS	100時間ごと(180分ごとに3.77€)	125.77 €

テレビセット、ビデオレコーダーあるいはテレビデオコーダーに蓄積されるメモリーやハードディスク/ADSLボックス (オーディオビジュアルブロードキャストの録音に専用されるデコーダーやADSLボックス)	
記録容量	私的複製補償金
8GB以下	6.30 €
8~40GB	12 €
40~80GB	18 €
80~160GB	25 €
160~250GB	30 €
250~320GB	37.50 €
320~500GB	45 €

オーディオウォークマン(MP3ウォークマン)かラウンジデバイスに蓄積されるメモリーディスク・ハードディスク	
記録容量	1GBごとの補償金
8GB以下	1.5 €
8~32GB	1 €

オーディオ・ビデオウォークマン(MP4ウォークマン)から
クラウドデバイスに蓄積されるメモリーやハードディスク

記録容量	1GBごとの補償金
4GB以下	1.5 €
4~8GB	0.88 €
8~16GB	0.50 €
16~32GB	0.35 €
32~96GB	0.33 €

USBキー

記録容量	1GBごとの補償金
2GB以下	0.20 €
2~4GB	0.16 €
4~8GB	0.13 €
8GB以上	0.10 €

メモリーカード

記録容量	1GBごとの補償金
2GB以下	0.09 €
2~4GB	0.08 €
4~8GB	0.07 €
8GB以上	0.06 €

標準的な外付けハードディスク

記録容量	私的複製補償金
120GB以下	8.40 €
120~320GB	9.60 €
320~500GB	11 €
500~1000GB	20 €
記録容量	1GBごとの補償金
1000~5000GB	0.015 €
5000~10000GB	0.012 €

マルチメディアの外付けハードディスクあるいはメモリー	
記録容量	私的複製補償金
8GB以下	6.30 €
8～40GB	9.30 €
40～80GB	12.50 €
80～160GB	16 €
160～250GB	23 €
250～320GB	27 €
320～500GB	30 €
500GB～1TB	31 €
1～2TB	32 €

音楽やビデオグラムをディスプレイ可能な携帯端末	
記録容量	1GBごとの補償金
8GB以下	0.7000 €
8～16GB	0.5000 €
16～32GB	0.3095 €
32～64GB	0.2360 €

GPSや自動車のラジオと結合したオーディオ画面や記録装置のためのものであり、かつナビゲーションソフトウェアや地図情報等の他の要素のための容量と区別されているメモリーやハードディスク	
ミュージックディスプレイの記録容量	1GBごとの補償金
容量域にかかわらず	1.25 €

特別のオペレーティングシステム又は携帯端末オペレーティングシステムによって作動するマルチメディアタブレット	
記録容量	1GBごとの補償金
8GB以下	0.8000 €
8～16GB	0.5250 €
16～32GB	0.3281 €
32～64GB	0.1969 €

複製機器と共にひとくりであるいは補完的に販売されている装置

同一の取引において、一つのパッケージとして若しくは複数のパッケージであってもそれらが一つのセットとして、又は別個に販売されていたとしても明らかに一緒に使うことが予定される形で、記録容量(例えばメモリーカードや外付けハードディスク)と共に販売されている記録機器に適用される補償金は、機器と媒体の記録容量を合算することにより求める。合算した記録容量は機器の補償金と一緒に請求される。

上記のような形態で販売された記録容量のうち私的複製補償金の対象ではない部分があったとしても、補償金の返還は行われない。

補償金総額

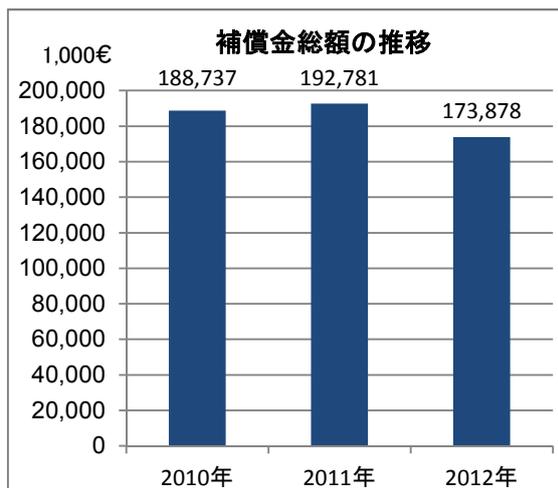
オーディオの補償金	2010年 (1,000€)	2011年 (1,000€)	2012年 (1,000€)
データCD-R/RW	17,011	12,205	8,308
オーディオカセット	258	148	85
オーディオCD	158	151	191
ミニディスク	34	159	12
合計額	17,461	12,663	8,596

ビデオの補償金	2010年 (1,000€)	2011年 (1,000€)	2012年 (1,000€)
ビデオカセット	2,600	1,125	2,797
DVDデータ	27,094	19,426	16,382
合計額	29,694	20,551	19,178

デバイスの補償金	2010年 (1,000€)	2011年 (1,000€)	2012年 (1,000€)
デジタルオーディオ(MP3)に挿入されたハードディスクや記録媒体	7,501	5,660	4,536
ビデオレコーダーに挿入されたハードディスク	8,962	6,325	2,500
マルチメディアウォークマンやデバイスに挿入されたハードディスク	19,540	14,313	11,817
デコーダーやテレビ周辺機器に挿入された記録媒体やハードディスク	8,277	13,632	12,354
Hi-Fiデバイスに挿入された記録媒体やハードディスク	159	42	11
USBスティックやリムーバブルメモリーカード	13,022	15,261	23,148
外付けのハードディスク	47,236	50,063	32,461
ウォークマンフォン	36,868	50,501	52,184
その他	18	42	
タブレット		3,594	6,421
GPS・カーラジオの記録媒体		175	671
合計額	141,583	159,567	146,104

補償金総額の推移(€)

2010年	2011年	2012年
188,737,396	192,780,541	173,877,725



ドイツ

法的根拠	1985年に改正された著作権法によって導入された。 違法な取得源からの複製には補償金はかからない。補償金は記録媒体と機器に課せられ、輸入業者と製造業者、再販業者、小売業者が支払義務を負う。私的複製に供されるあらゆる記録媒体と機器には補償金が上乗せされている。
徴収団体	ZPUが音声著作物と映像著作物の複製に用いられる記録媒体と機器からの私的複製補償金を徴収する。VG WortとVG Bild-Kunstが、音声著作物や映像著作物に用いられない文章や写真の複製に用いられる記録媒体と機器からの私的複製補償金を徴収する。 ZPUは構成団体からの指名を受けて、権利者の利益を代表している。
補償金額の定め方	補償金額は、ZPUと製造業者・輸入業者の協会の交渉を踏まえて、ZPUによって決められる。交渉が不調に終わった場合、市場調査のデータに基づいてZPUが決めることとなる。これがよく訴訟に発展し、最終的に新たな補償金額が調停委員会や裁判所によって示され確定することになる。機器と保存媒体(storage media)の使用についての調査が用いられる。
徴収方法	輸入業者と製造業者の報告の正確性について疑義がある場合には、会計士による調査を受ける可能性がある。報告は、小売店から報告されている数字と照らし合わせて確認される。 輸出業者は法により免除されている。越境取引は、受取側が営利主体であればドイツ国内の団体は責任を負う。国外団体も、ドイツ国内の受取側が個人消費者である場合には支払義務を負う。
分配方法	ZPUから各構成団体に補償金が分配され、その後権利者に分配される。分配については、すべての構成団体から同意を得なければならない。ZPUは私的複製補償金の徴収コストと分配コストを区別していない。
共通目的への支出	存在しない
professional useへの対応	professional useと産業的使用を行う者について免除がある。
近時の動向	—

対象製品と補償金額の単価

記録媒体	2008年1月1日よりの補償金	容量
オーディオカセット	0.0614 €	1時間あたり
DAT/MD	0.0614 €	1時間あたり
オーディオCD-R/RW	0.0614 €	1時間あたり
VHS	0.0870 €	1時間あたり

光学記録媒体	2010年1月1日よりの補償金	
CD-R(900MB以下)	0.062 €	1製品あたり
CD-RW(900MB以下)	0.197 €	1製品あたり
DVD+/-R(1GB)	0.139 €	1製品あたり
DVD+/-RW(4.7GB)	0.271 €	1製品あたり
DVD-RAM(4.7GB)	0.550 €	1製品あたり
DVD-RAM(9.4GB)	1.264 €	1製品あたり
両面DVD(9.4GB)	0.117 €	1製品あたり
DVD ダブルレイヤー/ デュアルレイヤー (8.5GB)	0.386 €	1製品あたり
フラッシュメディア	2012年1月7日よりの補償金	
USBスティック (4GB以上)	0.91 €	1製品あたり
USBスティック (4GB未満)	1.56 €	1製品あたり
メモリーカード (4GB以上)	0.91 €	1製品あたり
メモリーカード (4GB未満)	1.95 €	1製品あたり
パソコン周辺機器その他	2008年1月1日よりの補償金	
CD/DVDライター付き のPC	17.06 €	1製品あたり
CD/DVDライターのないPC	15.19 €	1製品あたり
内蔵CD/DVDライター	1.88 €	1製品あたり
レコーディング機能付き のマルチメディア HDD	34.00 €	1製品あたり
レコーディング機能の ないマルチメディア HDD	19.00 €	1製品あたり
ネットワークHDD (1TB以上)	5.00 €	1製品あたり
ネットワークHDD (1TB以下)	17.00 €	1製品あたり
外付けのHDD (1TB以上)	7.00 €	1製品あたり
外付けのHDD (1TB以下)	9.00 €	1製品あたり
外付けのCD/DVDライ ター	7.00 €	1製品あたり

消費型電子製品	2008年1月1日よりの補償金	
外付けHDD付きのセットトップボックス	13.00 €	1製品あたり
VHSレコーダー	15.00 €	1製品あたり
DVDレコーダー	22.00 €	1製品あたり
DVD+VCRレコーダー	30.00 €	1製品あたり
DVD-HDDレコーダー	39.00 €	1製品あたり
DVD+VCR+HDDレコーダー	49.00 €	1製品あたり
セットトップボックス+HDDレコーダー	34.00 €	1製品あたり
HDDレコーダー	34.00 €	1製品あたり
HDD付きのテレビ	34.00 €	1製品あたり
ACレコーダー	7.00 €	1製品あたり
MDレコーダー	25.00 €	1製品あたり
CDレコーダー	13.00 €	1製品あたり
MP3レコーダー	5.00 €	1製品あたり
MP4プレイヤーディスク プレイ<3"	5.00 €	1製品あたり
MP4プレイヤーディスク プレイ≥3"≤4"	15.00 €	1製品あたり
携帯電話	2011年1月1日よりの補償金	
タッチスクリーン付きの携帯電話 (ストレージ8GB以上)	16.00 €	1製品あたり
タッチスクリーン付きの携帯電話 (ストレージ8GB以下)	36.00 €	1製品あたり
タッチスクリーンのない携帯電話	12.00 €	1製品あたり

補償金総額

	2010年(1,000€)
オーディオ/ビデオの 媒体機器	755
CD/DVDライター	-38,624
HDD類	
携帯端末類	
PC類	452,274
DVD-R/RW/CD- R/RW	7,152
消費型電子製品	18,141
USB/フラッシュメディ ア	1,162
合計額	440,860

補償金総額の推移(€)

2010年
440,860,025

※訴訟継続中のため、補償金は全額支払われていない

イタリア

法的根拠	<p>著作権法等により2003年に導入。 取得源が違法な場合は補償金は免除される。イタリア著作権法は、自然人が利益を得ずに私的使用のために複製物を作ること、直接又は間接に商業と結びつかない目的で複製物を作することを許容している。 補償金は録音又は録画ができる記録媒体と機器に課せられる。製造業者と輸入業者は、売り上げに応じて私的複製補償金を支払わなければならない。製品が市場に投入された時点で課金されることとなる。</p>
徴収団体	<p>徴収団体はSIAE(英名: Italian Society of Authors and Publishers)。 法律に従い、SIAEは管理コストを引いて徴収額を分配しなければならない。2012年は7%に維持された。 SIAEは直接個人の権利者(作家)への分配と権利者団体を通じての分配を行う。SIAEは全作家に対して3%の控除を行っているが、映画作家に対しては7%の控除となる。</p>
補償金額の定め方	<p>私的複製補償金は文化・国家遺産省の省令により定められる(3年更新)。省令の承認過程で考慮される事項に、私的複製に関する消費者行動調査と対象製品の売上についての市場調査がある。Professional useについては、事前除外と返金システムが存在する。</p>
徴収方法	<p>製造業者と輸入業者は四半期ごとに自らの売上を報告し補償金を支払わなければならない。SIAEは輸入データについて内国歳入庁と協定を結んでいる。法律により、SIAEは査察活動を行わなければならない。輸出業者は支払済みの補償金の返金を請求できる。 輸入業者とは、補償金の対象となる外国製品を購入しそれをイタリア国内で販売する者、又は、最終消費者に電子取引等を通じて直接販売している外国企業をいう。</p>
分配方法	<p>イタリア著作権法に基づき、SIAEは毎年、音楽と映像の著作者、プロデューサー、実演家に分配する。分配スキームは法律により定められている。</p> <p>【音楽】 50% 著作者 50% プロデューサーと実演家(内半分は実演家に支払わなければならない)</p> <p>【映像】 30% 著作者 70% 三等分され、映像作品の元のプロデューサー、ビデオグラムのプロデューサー、実演家</p>
共通目的への支出	<p>映像の分配スキームうち実演家に割り当てられている部分の50%は、広告宣伝、訓練、芸術家や実演家のための職業支援と同様に研究・調査活動に充てられることと法律により定められている。</p>
professional useへの対応	—
近時の動向	<p>文化・国家遺産省が補償金額について定める省令は前回2010年に定められており、更新が間もなく行われる(当時)。 2012年3月、行政裁判所は、産業界の大企業より申し立てのあった省令に対する訴えを却下した。彼らはこれについて上訴したため、新たな判決が待たれる。民事裁判所においては、SIAEはprofessional useに関するいくつかの重要な訴訟に勝っている。(裁判所は、SIAEではなく利害関係者が、製品の非私的使用について立証責任を果たす必要があると示した。)</p>

対象製品と補償金額の単価

媒体機器	2010年1月14日からの補償金	容量
オーディオカセット	0.23 €	1時間
オーディオCD-R/RW	0.22 €	1時間
ミニディスク	0.22 €	1時間
ビデオカセット	0.29 €	1時間
デジタルVHS	0.29 €	1時間
光記録媒体		
データCD-R/RW	0.15 €	700MB
DVD+/RW	0.41 €	4.7GB
DVD-/RW	0.41 €	4.7GB
DVD Ram/DL	0.41 €	4.7GB
ブルーレイ/RW	0.41 €	25GB
フラッシュメディア		
メモリーカード	0.00 €	0～32MB
	0.05€(1GBごと)	32MB～5GB
	0.05€(1GBごと)	5GB以上
USBスティック	0.00 €	0～256MB
	0.10€(1GBごと)	256MB～4GB
	0.09€(1GBごと)	4GB以上

デバイス、ハードウェア、PC、HDD	2010年1月14日からの補償金	容量
外付けのHDD	0.02€(1GBごと)	400GB以下
	0.01 €	400GB以上
マルチメディアウォークマンやその他のマルチメディアデバイスに挿入されるメモリーあるいはハードディスク	3.22 €	1GB以下
	3.86 €	1～5GB
	4.51 €	5～10GB
	5.15 €	10～20GB
	6.44 €	20～40GB
	9.66 €	40～80GB
	12.88 €	80～120GB
	16.10 €	120～160GB
	22.54 €	160～250GB
	28.98 €	250～400GB
	32.20 €	400～700GB
32.20€ + 200GBごとに2.76€	700GB以上	

MP3ミュージックプレイヤーやその他のHi-Fiデバイスに挿入されるメモリーあるいはハードディスク	0.64 €	128MB以下
	2.21 €	128～512MB
	3.22 €	512MB～1GB
	5.15 €	1～5GB
	6.44 €	5～10GB
	7.73 €	10～15GB
	9.66 €	15～20GB
	12.88 €	20～30GB
	12.88€ + 10GBごとに2.76€	30GB以上
オーディオのマルチメディア外付けハードディスク/オーディオのディスプレイを可能にするビデオOUTプラグ/テレビやHi-Fiデバイスのビデオコンテンツ	4.51 €	80GB以下
	6.44 €	80～120GB
	7.73 €	120～160GB
	10.42 €	160～250GB
	12.88 €	250～400GB
	14.81 €	400～700GB
	14.81€ + 200GBごとに1.84€	700GB以上

デバイス、ハードウェア、PC、HDD	2010年1月14日からの補償金	容量
オーディオのマルチメディア外付けハードディスク/オーディオのレコーディングやディスプレイを可能にするビデオINプラグ・OUTプラグ/テレビやHi-Fiデバイスのビデオコンテンツ	3.22 €	1GB以下
	3.86 €	1～5GB
	4.51 €	5～10GB
	5.15 €	10～20GB
	6.44 €	20～40GB
	9.66 €	40～80GB
	12.88 €	80～120GB
	16.10 €	120～160GB
	22.54 €	160～250GB
	28.98 €	250～400GB
	32.20 €	400～700GB
	32.20€ + 200GBごとに2.76€	700GB以上
ビデオレコーダー・デコーダー・テレビに挿入されるメモリーあるいはハードディスク	6.44 €	40GB以下
	9.66 €	40～80GB
	12.88 €	80～120GB
	16.10 €	120～160GB
	22.54 €	160～250GB
	28.98 €	250～400GB
	32.20 €	400～1000GB
32.20€ + 500GBごとに2.76€	1000GB以上	

その他のデバイス 類に挿入されるメ モリーあるいは ハードディスク	0.64 €	256MB以下
	0.97 €	256～384MB
	1.29 €	384～512MB
	1.61 €	512MB～1GB
	1.93 €	1～5GB
	2.25 €	5～10GB
	2.58 €	10～20GB
	3.22 €	20～40GB
	4.83 €	40～80GB
	6.44 €	80～120GB
	8.05 €	120～160GB
	11.27 €	160～250GB
	14.49 €	250～400GB
	16.10 €	400～700GB
	16.10€ + 500GBごとに2.76€	700GB以上
蓄積されるバー ナー付きのコン ピューター	2.40 €	1個ごと
蓄積されるバー ナーのないコン ピューター	1.90 €	1個ごと
蓄積されるメモリー あるいはハード ディスクのないレ コーディングデバイ ス	価格の5%	
コミュニケーション を主目的とするデ バイスに挿入され るメモリーあるいは ハードディスク	0.90 €	1個ごと

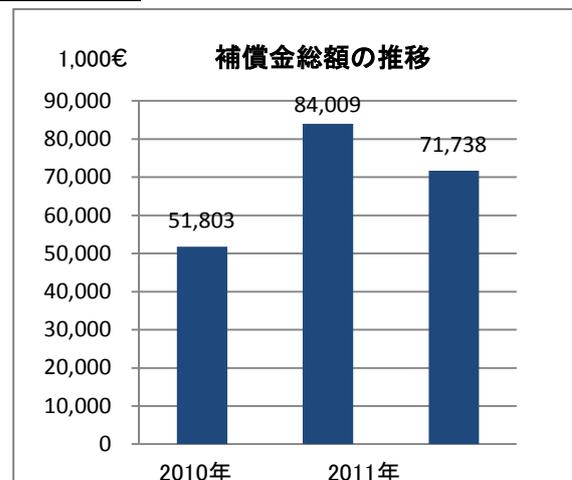
補償金総額

媒体機器	2010年(1,000€)	2011年(1,000€)	2012年(1,000€)
オーディオカセット	407	257	99
ビデオカセット	1,297	485	65
電子記録媒体			
CD-R	8,777	5,929	3,040
DVD-R	10,943	8,180	4,455
ブルーレイ	20	33	35
フラッシュメディア			
メモリーカード	759	2,385	2,806
USBスティック	1,788	4,181	6,011

デバイス、ハードウェア、PC、HDD	2010年(1,000€)	2011年(1,000€)	2012年(1,000€)
外付けのHDD	4,404	12,336	7,766
コンピューター	5,442	9,782	9,259
DVDライターやレコーダー	1,686	613	368
CDライターやレコーダー	13	20	15
MP3プレイヤー	1,573	4,117	3,540
その他のオーディオレコード機器	1,203	523	592
その他のビデオレコード機器	4,297	19,608	15,639
携帯端末			
携帯端末	9,192	15,561	18,049

補償金総額の推移(€)

2010年	2011年	2012年
51,802,831	84,009,114	71,738,387



スペイン

法的根拠	スペイン知的財産法統合テキスト第25条により2006年に導入された。2012年には、国家予算の中で、私的複製に対する支払手続について政令により定められた。国家基金制度が存在する。
徴収団体	新たな規定の導入により、管理団体は文化省より相当額を受領する。分配にかかる管理コストは7%。管理団体が直接、個々の権利者に分配する。
補償金額の定め方	補償金の徴収はないが、文化省により定められた額が国家予算から支出される。適法にアクセスした著作物を複製する結果もたらされる著作権者への実際の損害を計算するための主な基準は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・複製の数(ただし、私的利用をする者が入手できない機器・媒体又は明らかに私的複製以外の用に供される機器・媒体により作成された複製は除く。) ・複製がオリジナルに代替する度合 ・それぞれの複製範囲における平均単価 ・デジタル及びアナログの特性
徴収方法	文化省が年に一度支払いを行う。
分配方法	分配スキームは法律により決められている。それぞれの管理団体が構成員の著作権者に分配する。 【録音】 2.5%-AIE(音楽実演家) 25%-AGEDI(レコード製作者) 50%-SGAE(作曲家と出版社) 【録画】 6.67%-AIE 26.67%-AISGE(視聴覚実演家) 0.42%-DAMA(audiovisual author) 33.33%-EGEDA(映像プロデューサー) 32.91%-SGAE
共通目的への支出	社会・文化目的への支出が20%と法律により定められている。FUNDACION AUTORが基金の分配義務を負う。2012年は8,462,013ユーロが分配された。
professional useへの対応	professional useは政府により支払われる報酬を決定する際の一つの基準となる。返金制度はなく、報酬は国家予算から支出される。
近時の動向	スペインにおいて仮承認されている新たな知的財産法がある。実質的に、長年にわたる支出を大胆に減じることで私的複製を完全に排除するものである。

補償金総額

媒体機器	2010年(1,000 €)	2011年(1,000 €)
光記録媒体		
データCD-R/RW (オーディオ共有)	3,629	1,961
データCD-R/RW (ビデオ共有)	907	490
オーディオCD- R/RW	45	34
DVR-R/RW (オーディオ共有)	615	317
DVD-R/RW (ビデオ共有)	7,280	3,747
ビデオDVD-R/RW	16	6
フラッシュメディア		
メモリーカード (オーディオ共有)	3,290	2,889
メモリーカード (ビデオ共有)	286	251
USB (オーディオ共有)	2,441	2,145
USB(ビデオ共有)	212	186

デバイス、ハードウェア、PC、HDD	2010年(1,000€)	2011年(1,000€)
MP3プレイヤー	2,041	1,816
MP4 (オーディオ共有)	470	251
MP4(ビデオ共有)	5,559	2,977
CDレコーダー (外付け)	7.6	5.6
CDレコーダー (ビデオ共有)	11	338
DVDレコーダー	129	128
CD/DVDレコーダー (オーディオ)	3,590	2,525
CD/DVDレコーダー (ビデオ)	8,621	6,063
VHSLレコーダー		
DVDレコーダー	138	98
外付けハードディスク(オーディオ)	1,529	1,231
外付けハードディスク(ビデオ)	18,100	14,573
DVDレコーダー付きのテレビ	325	216
テレビ用HDDレコーダー	2,059	867
DVDレコーダー付きのテレビ用HDドラ イブレコーダー	272	2
ハードディスク付きのデジタルチュー ナーレコーダー	2,021	1,249
携帯端末	18,583	17,844
合計額	82,177	61,904

補償金総額の推移(€)

2010年	2011年
82,176,345	61,903,764

※2012年に政府から管理団体に支払われる総額は500万ユーロであったが、政府予算から受領した額は1,559,489.76ユーロだけであった。



スウェーデン

<p>法的根拠</p>	<p>著作権法に定めがある。 著作権法第2条により、私的目的で公表された著作物の複製物を一部または小数部作成することが認められている。違法な情報源から複製物を作成することは認められていない。 補償金は、輸入業者と製造業者が支払義務を負う。小売業者は、輸入業者から補償金の報告及び支払い義務を引き継ぐ可能性がある。</p>
<p>徴収団体</p>	<p>Copyswedeが補償金の徴収及び分配義務を負う。 著作権法第26条によると、当該分野におけるスウェーデンの著作者や隣接権者の相当数を代表する団体が補償金の徴収資格を持つ。Copyswedeは会員団体および協力団体から補償金の徴収を課されている。(会員団体はスウェーデンの著作者及び実演家を代表しており、Copyswedeはテレビ・ラジオ会社や映画製作者及びレコード製作者の組織との間にパートナーシップ協定を結んでいる。)企業は異なるビジネス領域に分かれている。Copyswedeはそれぞれの領域にどの割合で負担を分配するべきか等を年間を通じて分析する。2012年の私的複製補償金の徴収コストは8.03%であった。また、分配コストは4.47%であった。Copyswedeは権利者個人に直接に又は権利者団体を通じて補償金を分配する。</p>
<p>補償金額の定め方</p>	<p>補償金額は法律により定められているが、実際には交渉を通じて決まる。法は、補償金の減額基準を定めている(実際には交渉を通じて減額が行われる)。例えば、著作者が私的複製に対応する補償金を異なる方式で受領しているか否かや、補償金が不当に高いか等の基準があり、提供された資料やその他市場の状況が考慮される。これは、例えば他の目的や市場混乱を避けるために製品が使用された場合に適用される。</p>
<p>徴収方法</p>	<p>支払は月に一度行われる。第26条によると、輸入業者とは、事業活動の一環として製造又は国内に輸入する者である。市場は、マーケットコントロールや輸入業者や小売業者に対する監査権を通じて規制されている。これは、産業横断的なビジネスについての合意によって統制されている。輸出については補償金は免除されている。</p>
<p>分配方法</p>	<p>徴収された補償金はCopyswede、STIM、SAMI/IFPI、映画製作者、放送機関に毎月分配される。これらは、著作者、実演家及びプロデューサーを代表する。 各製品に課せられた補償金は録画及び録音のどちらかに分けられる。このため、Copyswedeは、年次の複製に関する調査を市場調査会社TNS SIFOに委託している。Copyswedeからの提案に沿って、Copyswedeと著作権者を代表する機関との協議が行われ、これを経て録音と録画の分配方法が定められる。</p> <p>【録音】 5.33% - Union of Broadcasting Organisations (UBOS) 33.3% - STIM 33.3% - SAMI 33.3% - IFPI</p> <p>【録画】 5.33% - UBOS (2008年には、アメリカの著作権者の代表らとの協定がサインされ、録画に関する私的複製補償金として徴収された額全体の20%を、UBOSに生じる分配額の総額にあてている) 33% - 映像・映画の製作者 67% - IFPI及びCopyswedeの加盟団体</p>
<p>共通目的への支出</p>	<p>なし</p>
<p>professional useへの対応</p>	<p>また、法はprofessional useについて明確な例外規定をおいている。また、障がい者団体への売上は補償金が免除されている。</p>

近時の動向	<p>Copyswedeが数年間にわたり行ってきた輸入業者や貿易団体との交渉において、輸入業者はいくつかの製品が現行法の規定でカバーできていないと指摘した。産業界は、著作権保護がなされている著作物等の異なる種類の著作物を蓄積するためにも用いられている製品に対して補償金が支払われるべきではないと主張している。2011年秋、Copyswedeと業界団体のUniversal Media Alliance (UMA)は、仲裁委員会に法律を再点検し、内蔵型ハードドライブやUSBメモリのような製品が私的複製補償金の支払義務の範囲に含まれるか否かを確認させることで合意した。この問題を検討するために、関係者は3人の最高裁判事を含む最適な委員会を整えた。委員会は2012年10月に、内蔵型ハードドライブやUSBメモリ等の製品は現行法の責任の範囲内であるとの結論を出した。委員会は、広範な法的理由を示し、私的複製補償金制度をどのように解するべきかという一般的な見解も示した。</p> <p>携帯電話については、Copyswedeは2009年1月から産業界に対して補償金請求を提出してきたが、輸入業者は未だ、補償金支払義務を認めていない。2012年4月より、CopyswedeはSony Mobile Communicationsを相手取り訴訟を起こした。</p> <p>2013年9月1日より、Copyswedeは、メモリ内蔵のコンピュータ、単独内蔵型HDD、メモリ内蔵のタブレット端末、メモリ内蔵のゲーム機器等の更なる製品にも私的複製補償金の支払いを求めている。</p>
--------------	--

対象製品と補償金額の単価

記録媒体	補償金
コンパクトカセット 0.025SEK	0€(1999)
ミニディスク 0.020SEK	0 €
CD-Rオーディオ 0.020SEK	0 €
Eカセット(VHS) 0.025SEK	0 €
光記録媒体	
CD-R(900MB以下) 0.60SEK(2000)	0.07 €
CD-RW(900MB以下) 0.95SEK	0.11 €
DVD-R/+R(4.7GB) 2.65SEK(2000)	0.29 €
DVD-RW/+RW(4.7GB) 4.25SEK	0.47 €
DVD-RAM(4.7GB) 4.25SEK	0.47 €
DVD-R/+R ダブルレイヤー(8.5GB) 4.80SEK	0.53 €
フラッシュメディア(2012)	
USBスティック 2~80GB 1SEK/GB 80GB以上 80SEK	0.11€(1GB) 8.9€

デバイス、ハードウェア、PC、HDD	補償金
外付けのハードドライブ(2012) 2~80GB 1SEK/GB 80GB以上 80SEK	0.11€(1GB) 8.9€
大衆消費電子製品	
MP3プレイヤー、ハードドライブ内蔵 のセットトップボックス、DVDプレイ ヤー、テレビ、その他の再生機器 0~320GB 1SEK/GB 320GB以上 320SEK	0.11€(1GB) 35.58€

補償金総額の推移

記録媒体	2010年	2011年	2012年
SEK	89,879,315	79,136,198	86,275,176
€	9,889,162	8,405,433	9,848,764



アメリカ

<p style="text-align: center;">法的根拠</p>	<p>1992年のデジタル家庭内録音法(AHRA)に定められている。 AHRAは、SCMS(シリアルコピーマネージメントシステム)を、米国に輸入され又は米国で製造若しくは売買される全てのデジタル録音機器とデジタル録音インターフェース機器に要求している。このシステムは、第一世代の録音複製物の作成について制限を設けなが、複製物からデジタル複製を作成することを制限するものである。 AHRAは、デジタル録音機器とデジタル録音媒体の輸入業者及び製造業者が、輸入又は販売した機器又は媒体ごとに著作権使用料を支払うシステムを定めている。AHRAによれば、私的複製の定義は、個人使用を目的として消費者が適法に入手した録音物を複製することである。 AHRAの下では、使用料は米国国内の売上に基づき、使用料が徴収された年(使用料年)の間分配しなければならない。使用料は、米国に輸入され又は米国で製造若しくは売買されるデジタル録音機器及びデジタル録音インターフェース機器の製造業者及び輸入業者が支払わなければならない。 使用料は、特定の機器又は媒体を最初に譲渡する際に支払わなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">徴収団体</p>	<p>AARC(Alliance of Artists & Recording Companies)(非営利かつ免税されている民間機関)。一部の実演家と製作者は契約によってAARCに登録されている。 AARCの規則において、AARCは、その年に分配する使用料すべてのうち分配に係る実費相当額を控除できることとなっている。 AARCは特定の実演家と録音著作権者(製作者)を代表している。AARCは著作権者に直接分配するか又は相互協定に基づいて団体を通じて分配している。</p>
<p style="text-align: center;">補償金額の定め方</p>	<p>AHRAが額を定めている。 機器:1台につき8ドルを上限に頒価の2%(1台以上の機器が結合している場合には12ドル) 媒体:1枚あたり3%</p> <p>主として動画や視聴覚作品、コンピュータープログラムあるいはデータベース等の非音楽著作物を固定するために用いられる機器は対象に含まれない。口述によるのみ成る著作物も含まれていない。また、コンピューターにおかれるプログラムはいずれも対象ではない。業務用製品や口述筆記機械、その他のもっぱら楽曲以外を固定するために設計、販売されている録音機器については対象外。</p>
<p style="text-align: center;">徴収方法</p>	<p>支払は四半期ごとに行われる。 AARCは支払団体からの支払がなされていることを確認するための執行活動を実施する。 AHRAは、製造業者、輸入業者、その他の米国内において米国の消費者に最終的に機器又は媒体を供給する者に対して適用される。輸入業者についての定義はない。</p>
<p style="text-align: center;">分配方法</p>	<p>ARRCは毎年特定のレコード実演家と音楽レコード著作権者(製作者)に分配している。分配方法はAHRAによって決定される。</p> <p>全補償金収入の2/3 - Sound Recordings Fund (SRF) SRFの96%(AARCが分配) 60% - 音楽レコード著作権者のサブ基金 40% - レコード実演家のサブ基金 SRFの4% - 非特定のレコード実演家のための基金(AFM & SAG-AFTRA知的財産基金) 前補償金収入の1/3 - Musical Works Fund (MWF) 50% - 作詞・作曲家の基金(ASCAP/SESAC/BMI) 50% - 出版社の基金(Harry Fox)</p>
<p style="text-align: center;">共通目的への支出</p>	<p>なし</p>
<p style="text-align: center;">professional useへの対応</p>	<p>AHRAの定義に当てはまらない機器又は媒体、例えば事業用の機器又は媒体は補償金の支払から除外されている。そのため、返金制度は適用されない。</p>
<p style="text-align: center;">近時の動向</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

対象製品と補償金額の単価

記録媒体
メディアへの転送価格の3%
機器、ハードウェア、PC、HDD
メディアへの転送価格の2% (機器については、1台につき上限8\$、複数の機器が結合している場合には上限12\$)

補償金総額の推移

記録媒体	2010年 (1,000€)	2011年 (1,000€)	2012年 (1,000€)
上記を参照	1,500	1,800	1,500

※補償金の内訳は合衆国著作権局の内規により機密とされる。総額は機器と記録媒体の合計である。

